

栗国村地域公共交通対策推進協議会財務規程の一部改正について

栗国村地域公共交通対策推進協議会財務規程の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「協議会の事務局長をもって企てる」を「協議会の事務局長及び事務局員をもって企てる」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和6年5月24日から適用する。